

大田原市立親園小学校いじめ防止基本方針

◎いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法、平成25年）を指します。

本校では、すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりうる」ということを強く意識し、いじめのない学校づくりに向け学校組織を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期解決に取り組みます。

親園小学校の取り組み～いじめのない学校づくりに向けて～

1 いじめの未然防止・早期発見のために

- 全職員対象の校内研修会やいじめに関するチェックリストの活用により、いじめに対する意識の高揚を図り続けます。
- 学業指導を充実させ、児童一人一人が互いに尊重し合い、高め合える学級集団づくりに努めるとともに、児童との信頼関係を深めます。
- 「特別の教科道徳」で児童が主体的にいじめの問題について考え議論するとともに、日常生活において豊かな心を育み、児童の道徳性を高めます。
- 学級活動や児童会活動、学校行事など日々の集団活動を通して人間関係を築く力を育てるとともに、自他の人権を尊重しようとする人権感覚を磨きます。
- 定期的に「ともだちアンケート」や「学校生活に関するアンケート」を全学年で実施し、その結果を全職員で共有して指導や課題解決に取り組みます。
- 教育相談週間を学期に一度設定し、児童が気軽に相談したり、安心して学校生活を送ったりすることができるようにします。
- 年一回の家庭訪問週間及び年に二回の個人懇談週間を設定し、保護者の皆様と学校や家庭での児童の姿を共有し、協力して心身のさらなる成長を支えます。
- 校長をはじめ、関係する教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど学校内外を構成員とする「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応します。
- 親園中学校区全体で、インターネット利用に関するルールを取り決め、ネットをうまく活用し、いじめや中傷行為を行ったり巻き込まれたりすることを防ぎます。

2 いじめの早期解決に向けて

- 上記の取り組みにおいていじめの可能性を広く把握していく中で、いじめが認知された場合、「いじめ・不登校対策委員会」を速やかに開催します。教職員はいじめられている児童や保護者の立場に立った対応を行い、早期解決に努めます。

